

〈翻刻〉 彰考館蔵本 『冷泉家秘伝』

要 旨

本資料は、和歌作法に関する井上小太郎（能登国畠山氏の被官）の質問、六十箇条に対して、冷泉為和（一四八六—一五四九）が自家と自己の見解を逐一返答した書であり、室町後期における冷泉家流の和歌作法の内実を具体的にしかもまとまった形で伝えている。

伝本は今のところ二本存在するが、より善いと見られる財団法人水府明德会彰考館蔵本を、許可を得て翻刻し、若干の解題を添える。

川平ひとし

1

室町後期における和歌の〈家の人〉である冷泉為和（文明十八年（二四八六）—天文十八年（一五四九））の動向・事蹟については、なお精査すべきこと、そして考えてみるべきことが少くない。ここでは、為和関係資料のうちで一類を成している和歌作法書類の中から、為和の所説を問答形式で録している当該の資料を翻刻、紹介する。

ただし本資料は決して新出資料という訳ではない。中世における他の和歌作法書類と同様に、早く井上宗雄によって中世歌壇史の文脈の中で、本資料の輪郭や意義もまたすでに言及されている。⁽¹⁾ また本資料の背景にあった室町後期における能登畠山氏の文芸と文化史的状况についても米原正義による論述がある。⁽²⁾ したがって当面の私たちの課題は、先学によって得られた知見を踏まえて、従来私たちの持ちえている幾分かの視野を、たとえば以下のような方向——今、その要目のみを掲げる——に沿って一層精細化することではなれないと思う。

- (1) 当該テキストと為和の和歌的事蹟との結びつきを一步踏み込んで探ってみること。
- (2) 記載されている和歌作法の細部を点検することを通して、本書の全体を眺めてみることに。

(3) 〈作法史〉の展望のもとで本資料の占めるおおよその位置を捉えること。具体的には、他の関連資料をも引き入れて、中世における冷泉家流の和歌作法書の系譜と、その中における為和の諸著作の位置を概

略辿ってみること。

このような検討を進めるために、小稿では、まず本文そのものの実体を見定めておきたい。

本書の伝本として現在のところ次の二本を知りうる。

財団法人水府明德会彰考館蔵本（目二八・〇七五二二）

大阪市立大学附属図書館蔵森文庫本（九一・一〇一、REI、森文庫）

このうち、より善い本文を持っていると見られる前者を翻刻の底本とする。

底本は縦二九・三cm横二〇・二cmの袋綴一冊。江戸初期写。薄縹色楮紙の表紙左上の題簽（後補）に「歌會式」とある。本書の後に定家著の「和歌書様」「和歌会次第」を合写している（後述）。今は同部分を省き、内題に「冷泉家秘傳」とある当該本文の部分（二丁表～三二丁表）のみを翻刻する。

翻刻に際しては、おおむね通行字体に改める。ただし漢字・仮名遣いは元のまま。新旧の漢字の字体の別、一部の異体字についても元の形を保存する。適宜読点を付し、丁数と表裏の移りを「」で示し、（）中に註記する。（）内はすべて私の註である。なお先掲の森文庫本との校異を、表記やテニヲハのみの相違、誤写と見られる箇所などは無視し、異文のある場合のみ「」に包んで傍記する。上記以外の傍註の類はすべて底本に施されているものである。全六十条に仮りに通し番号を付しておく。

2

以下、本書の、右記した以外の書誌にかかわる事柄、成立、形態、内容、位置などについて注意すべき点を略記しておきたい。

書誌補記

底本である彰考館本の後半に合写されている定家著作の本文は、(1)「和歌書様 端作」と題された「和歌書様」の一本(私の分類で言えば「和歌書様甲」と、(2)「和歌会次第」の一本(同じく「和歌会次第A」、さらに(3)別本・和歌書様(「和歌書様乙」——これには末尾に「戸部禪門口伝云」という、為家のものと考えられる「口伝」の一文が付加されている)の三つの要素を合わせたテキストである。この系統のテキストは(1)(2)(3)に見える奥書から、源はいずれも定家自筆本に発していたと目される。のち、おそらく為相を経て、為秀から今川了俊へ、橘業文、さらに某人を経て上原賢家へと至る流伝経路を辿ったテキストだと推定される。要するに彰考館本は定家著の作法書類のうち、冷泉家の系譜に近しいところで伝わったテキストを合写しているのである。

ただし、この合写されているテキストの流伝史の中に為和の名は現れていない。両書を取り合わせたのは為和その人ではなかったとも考えられよう。外題の「和會式」という命名をも含めて、本書の内容を酌んだ後人の所為であったかも知れない。この合写部分を持たず本書単独で、しかも題簽に「和歌式冷泉家」と記されている先掲の森文庫本のような伝

本が存在することも、右のような可能性のあることを示唆していよう。その森文庫文は袋綴、一冊本。末尾に、書写・授与の跡を伝える次のような奥書が見える。

右冷泉一流之條々、甚以極秘也、雖然
累年以懇望写之畢、猥不可出筥者也

天和辛酉十一月十日

書授所長職

春因(印)

天和辛酉は同元年(一六八二)。ちなみに冷泉家の系譜に照らすと、為清ののちの為綱の頃に当たる。天和元年、為綱は未だ若年の十八歳であった(公卿補任・冷泉家譜)。この書を「冷泉一流之條々」として長職なる人物に書き与えた春因について、また、春因と冷泉家とのつながり、春因が当本を入手した経路や事情、などは詳らかでない。春因の署名の下に捺された印は元のものと思われる、森文庫本自体の書写もまた年記に云う天和元年時点のものと認めてよいと思う。先に記した通り、彰考館本の方の本文を善しとすべきだと思われる。

この二本とも内題は一致して「冷泉家秘傳」とあり、本書の書名はこれに拠る他ない。ただし冷泉家の秘伝なりと銘打つこの名は、必ずしも為和の段階で付されたものではなかったであろう。あるいは本書成立のもう一方の関与者である井上小太郎の付したのものかも知れない。

成立

成立の事情を伝えているのは次の為和の奥書である。

乍斟酌御懇望之事候間注進候、猶以御不審儀候者重而可承候也

為和

井上小太郎殿

全体の体裁をも考え合わせると、井上小太郎の懇望によって、その質問の条々に対して為和が書面で返答し、その際、右の奥書を認めたという事情を知りうる。ただし、一つ書きの条々から成る問答形式の一書として当該テキストをとり纏めたのは、井上小太郎その人であったという可能性もあろう。その徴証は、本文中に何箇所か、問答書としての形式を整序したと見られる点のあることや、奥書の後に「一書六十ヶ条」（両伝本に共通）とある点などに求められる。

右に引いた奥書を読み直すと、その文辞は、たとえば為和による「改編本和歌会次第」の為和奥書に云う「此一巻乍斟酌御懇望之間」云々や、「題会庭訓」末の識語中の「如何様与風罷下、以拜顔猶々御不審之儀可申候」云々の文辞を想起させる。和歌作法についての知識を求める人々の需要と、これに懇切に返答しようとする「家の人」の対応の様を窺うことができよう。この種の和歌作法の知識を介して、為和が相渉った幾つかの階層や社会圏のうち、ここでは武家との結びつきとその様相の一面を知りうるのである。

では、本書の成立は何時であろうか。この問いの恐らく鍵となるのは、問者である「井上小太郎」であろう。この人物について井上宗雄は「能

登の武士」とし、棚町知弥の紹介した北野松梅院祥予日記、明応三年

（二四九四）正月十四日条に、

能登国井上小太郎統実、菅原庄年貢事可了簡由、以外会所書状到来

と見える「井上小太郎」か、もしくは「その子か」と註している。また

米原正義は、室町後期の能登・七尾における文化史的状况、ことに領主畠山氏の被官らと彼らの文事を述べた中で、この人物に論及している。

当面の問題は、その井上小太郎と為和との交渉のもとで、どのように本書が生み出されたかである。而してさらに求めてみると、本書の成立した時期や場をやや具体的に推測するための徴証を、本文そのものの中に見出すことができる。

今度御下向候て御會候つる、其時、来迎院殿様、御講師にて、御影の右に御座候つる、しかれば講師の左の方にて御座候、殿様御發聲にて、講師の右の方に御座候つる、いつくにも此分にて御座候哉右は、会場の「座敷の上下」の定めについて訊ねた、問者の問い（第四十一条目）の後半部分である。「今度」云々とあるのは、問答の交されたまさに当時の会の催しに即して語られているのであろう。「来迎院殿様」とは、

大永六年七月廿三日、能登国七尾にて薨し給ふ、御年七十七歳、后来迎院殿天嚴宗清と申す、御父を来迎院殿と申せは、后来迎院と申す

（廣塚之記）

と記されている為広——為富の子、そして為和の父——であろう。正確

には、右書も記す通り「後、来迎院」とあるべきであろうが、父の為富にちなむ号を父子厳密に区別することなく用いたものと見てよいと思う。

仮りにそうだととして、為和の家集から知られる為広・為和の足跡と照らし合わせると、先引の問いに見える「御會」とは、大永六年（一五二六）、下向した為広そして為和も加わって能登守護の畠山義総亭で催された歌會を指すと見て誤りあるまい。問者が「殿様」と呼ぶのは主の義総であろう。それは一部の条で為和が「金吾」云々と呼ぶのと照応するはずである。為和集（『今川為和集』）を辿りつつ井上宗雄の叙述している通り、

この年、為広は能登へ下向、為和も「父を送って出京したらしく」、為

和の能登で出詠した催しとしては、「能州七尾城、畠山左衛門佐亭にて、

当座 虫五月廿一日」と詞書にある（二二六三）当座會、「同廿五日、同亭

にて、千句発句に」とある會、さらに「同廿九日、同亭にて」とある會

（二二六六・二二六七）、「同当座」と註記にある当座會を拾うことができる。

先の「御會」とある和歌會は五月二十一日の會、同二十九日の會のいずれを指すのかは決しえないものの、これらの會ののちに、そこで得られた体験に基づいて、問いはなされたであろう。さらに言えば、先掲『廣塚之記』にも見える通り為広は七月二十三日に同地で客死しており、その為広を「来迎院殿様」と号しているところをみると、問いが発せられたのは為広没後のことであつたかも知れない。なおまた為和は、これも井上宗雄の辿っているように、同十月十三日には帰京して「家會」を催している（二二七四～二二七七）から、井上小太郎と為和の問答はこれ以前になされていたであろう。仮りに為和の書面による返答は帰京後のこ

とであつたにしても、「今度」云々と語る小太郎に対して、共通の話柄も色褪せるほど著しくのちになつて返答された、とも考えにくい。

結局、この問答書の成立は、狭く限れば、大永六年五月末ののち、もしくは七月二十三日以降、十月十三日以前の間の或る時点に求められる。上述の状況証拠を束ねて言えば、おおよそ大永六年に成つたと見て大過ないであろう。かくして先引の質問は本書成立の時点を告げる徴証となるが、同時にまた七尾の義総亭における和歌會の場の様子を具体的に伝えて興味深い。

形態

先記の通り、本書は一つ書きの問いと答え各六十の条々から成る。最初に質問を「……候哉」の形式で一つ書きに示し、二字下げて為和の返答を書く（ただし森文庫本は答えの字高を下げない）。

質問中に数箇所、「御意」と右寄せに小書き（森文庫本は本行のまま）した上で追加の質問が添えられているのは注意される。「御意」は、為広の見解を云うとも取れる。しかしこれは、あるいは太守・義総の見解を尊重して添加し、その正否を為和に質したものだとも解される。作法に関して義総も相応に一家言を有していたことを伝える記事となるかも知れない。

一方、為和の側は、一旦とり纏めて小太郎から示された条々を前にして、逐一答えを書記して行つたと見える。「……条、奥に注進之」（23）、「後に申候」云々（34）などの言辭は、為和の返答執筆が一続きの作業で

あったことを示していよう。

なお、所々傍註、傍訓の類が見える。それらは底本と森文庫本との間で必ずしも全て一致しておらず出入りがある。本来存したのではなく後人の付したものを多く含んでいるのではなからうか。先記「御意」の趣意を解しかねて、本文の乱れと見て「……歎」と傍註している例(33)や、本来あったかと思られる用字に敢えて合理的な用字を宛てるなどの処理を施している例——「雅意」に「我歎」と註する例(5)、ただし森文庫本の本文は「我意」、「本とは」の如く、捨て仮名を見せ消ちにする例(7)など——は後人の所為を思わせる。

内容

所載六十条のそれぞれに、項目名のごときものが特に表示されている訳ではない。今、各条の趣旨の要点を酌んで、原文の言回しを基として標目の形で内容を全て列記してみよう。頭の数字は仮りに付す項目の通し番号である。

- (1) 懐紙の認め様・端作の位置
- (2) 懐紙の奥の余白(歌数による相違)
- (3) 一種懐紙書様・改行・真名仮名の別
- (4) 二種懐紙端作
- (5) 三首の場合、端作に題を書入れることの可否
- (6) 春日同の同字の意味、季字の用法

- (7) 同字の用法、折による相違
- (8) 季字の位置
- (9) 懐紙万葉書
- (10) 仏神社へ奉納の五十首・百首の認め様
- (11) 春夜花下の会の時、懐紙の書き様
- (12) 山寺などの会の時
- (13) 七夕・庚申の夜などの懐紙の書き様、端作
- (14) 秋の夜の御会などの時、禁裏中殿、私の場合
- (15) 八月十五夜会
- (16) 九月十三夜の御会の時
- (17) 宴字の用法
- (18) 御点を求める五十首・百首の時、季字あるべからず
- (19) 端作の文字の用法
- (20) 詩歌の時、韻字の書き様
- (21) 姓の認め様
- (22) 句題の場合
- (23) 仮名題の事、懐紙・短冊の場合
- (24) 女房懐紙、端作と名
- (25) 児・入道の懐紙
- (26) 定数歌の返歌の詠み様、端作
- (27) 文臺蒔絵の本末
- (28) 文臺硯の蓋、草木扇を用いる事

- (29) 懐紙を文臺に置く時の作法
- (30) 講師の寄り様、読み様
- (31) 講師の振舞、詠字の読み様
- (32) 講師発声の調子
- (33) 付け物・吹き物
- (34) 懐紙の閉じ様
- (35) 短冊くり様
- (36) 卦がけの短冊
- (37) 当座の会における短冊の配り方
- (38) 文臺
- (39) 披講の無い時の読上げ
- (40) 披講の無い時の端作
- (41) 座敷の上下の事
- (42) 一日百首・一夜百首・一時百首などの端作
- (43) 夜儀の会
- (44) 会席へ参る順序
- (45) 公武御会の時、官名書き様
- (46) 沓冠歌
- (47) 短冊一統の事
- (48) 懐紙の重ね様
- (49) 披講の無い時の懐紙重ね様
- (50) 短冊の青雲・紫の事

- (51) 短冊を草木の枝に結びつけて遣わす事
- (52) 訪い(弔)の歌
- (53) 訪いの歌、一統
- (54) 名号の歌
- (55) 当座
- (56) 披講のふし博士
- (57) 草子の認め様
- (58) 草子の書き始め、伊勢物語の場合
- (59) 抄・集の意義
- (60) 歌合における読み様・書き様

大掴みにすると、前半の(26)の辺りまでは「認様」「仕様」などの書様・書式の条々、(27)以降の後半は会における次第・作法の条々と見ることができよう。ただし両系列の中に、幾つか異質な要素が同居している。(26)の和歌詠作の仕方に言及した条や、(46)(52)(53)(54)の条々もまた詠作上の知識や方法に触れている。問答の内容はおのずと関連する領域へと進んで行きもしたことを伝えるものである。ともあれ井上小太郎と為和との間の話柄は、右記した二つの系列に収斂していたのである。小太郎らにとって和歌詠作に関連する書式や作法がいかに大きな関心事であったかを如実に伝えていよう。

重要なのは、当の関心の内実である。たとえば(50)の短冊の青雲・紫の上下について、

ある人の聞書に、御当家には青にても紫にても上下をさためぬよし候、さやうに御座候哉

と問うているが、小太郎は某人の聞書を介して「御当家」すなわち冷泉家の様について予め予備知識を得ていたのである。歌道家の人がおのがじし立てていた〈家〉の流儀は、地方の武家たちの中にも広く流布していた。それどころか当の冷泉の門流に連なる「御家之御衆」の中でも、年縻に応じて作法の扱いに差異のあることすら既知の事柄であった。

対する為和もまた問者の、そのような関心や所望の程を熟知しながら、自家説の拠り所を仔細に説き示そうとしていたのである。そして両者の問答の背景に、七尾の地で領主を始め被官の人々の築き上げていた和歌的な場や環境が存在していたことは言うまでもない。先に列挙した問答の一つ一つに、そうした場と環境を担っていた人々の期待し、乞い求めたものの影を読み取ることができるとは違いない。事実、条々の端々で、「当家」と「他家」、そして冷泉の流儀と「二条家」のそれとの相違点がある切実さをもって質され、また教示されているのである。

さて、そのような状況を広く文化史や社会史の視野で位置づける道もあるだろう。ただし私たちは、為和とその思念の近くへ寄って、叙述されてあるものを仔細に観察し、あわせてそれらを、冷泉流の作法説の系譜のもとで展望することを求められると思う。

位置

ここに為和が返答し、注進している作法の細部は無論、世々の〈家の

人〉の実践と営みを通じて継承されてきた事どもであるが、それらは同時に、冷泉家に伝承されていた作法書や歌学書類のテキストとも密接に結びついていたと思われる。たとえば本書の最末条の中に、

近代藝儀(藝)一卷に書、左右無講師、唯一人なり

讀様

一番(イチ)ひたりとよむ也、或説一番の左と、の文字を入れてよむといへり、

不可然(イチ)こと也

云々と記されている箇所は、かつて指摘したように、定家の手になる次第書の一書(私に云う「和歌会次第」E)に記されている、

歌合講師「近代藝儀」巻二書
左右無講師

一番ひたりとよむ也、或人一番の左とよむ、不可然事也

に直接依拠したものと見てよいのではないか。先引の後に続く記事にあるように、定家の言説を一層具体的に敷衍したものと見てよいと思う。また、(34)懐紙の閉じ様の、指図を掲げて説いた条は、『了俊歌学書』⁽⁸⁾の同じく指図とともに「とち候」様を述べる条と恐らく基を一つにしていたであろう。為和のもとに、冷泉家流の作法をめぐるテキスト類がどのように累積され、そして当該の条々に返答する際に参酌されえたのかを、さらに精査してみるべきだと思われる。為和が抱えていたテキストの状況は、定家とも、了俊らのそれとも、そして江戸期に入っのちの冷泉流の人々のそれとも必ずしも同じではなかったはずである。すなわち冒頭に挙げた課題(3)にかかわるが、この点は機会を改めて考えたい。

以上、本稿では今後さらに検討を進めるべき要目の一部を、当該テキストの実体を眺めながら略記してみた。

〈註〉

- (1) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』（一九七二 明治書院、一九八七 改訂新版）。以下同じ。
- (2) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』（一九七六 桜楓社）。以下同じ。
- (3) 川平「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について——付・本文翻刻——」（本誌21 一九八八・三）。以下の流伝の問題についても右を参照。
- (4) 棚町知弥「松梅院禪予日記抄——北野社古記録（文学・芸能記事）抄五——」（『有明工業高等専門学校紀要』8 一九七一・一一）参照。
- (5) 小葉田淳「冷泉為広卿の能州下向」（『七尾の地方史』19 一九八六・七）参照。為広にとっては、永正十四、五年の初度の下向に続く二度目の能登行であった。一方為和はこれより十五年後の天文十年（一五四一）に再び能登へ赴いている。家集参照。
- (6) 私家集大成7・中世V。以下付記する数字は同書の番号。
- (7) 川平「冷泉為和改編本『和歌会次第』について——〈家説〉のゆくえ——」（『跡見学園女子大学国文学科報』12 一九八四・三）参照。
- (8) 伊地知鐵男編『今川了俊歌学書と研究』未刊国文資料（一九五六 未刊国文資料刊行会）。

〔本文翻刻〕

冷泉家秘傳（内題）

〔1〕

一 懐紙の認やう、はし作の外はいかほとはかり置申候哉

一 束二つふせ可然候、是ハ本々の義に候、た、見合られ候て見たてよきほとに可然候

〔2〕

一 懐紙の奥仕あまし申候事不苦候哉、一首二首三首の時いつれも奥を書

つめ申候哉、又仕あまし候事も不苦候哉

當家説、三首の懐紙門弟子迄つめて」書候、二条家には短冊のは

し餘し候、是兩家の説々に候、三首の懐紙之外一首二首五首七首

十首二十首百首まで心のま、書候、一首などの懐紙つまり候ハ見

苦敷候、見合よきほとにあまし候て可然候、三首の懐紙之外ハ少

つ、あまり候て見よく候、百首五十首之懐紙ハ半紙あまりも残候

見よく候、但こゝろのま、に候、二寸三寸計奥残り候ても可然候、

一首の時ハ一寸四五分、二首の時ハ一寸計残り候みよく候、五首

七首十首の時ハ」奥つまり候てもよく候

〔3〕

一 一首の懐紙の哥、上句二行に仕候て下句を三行めより可然候哉、又二

行めへ下句書入候事も候哉、又上句仕あまし候ハ、三行めへ仕候ても

不苦候哉、又三字の事、真名にて仕候ハ、五字にて。四文字にても不

苦御事候哉、唯假名に三字に仕候はんするや

一首の懐紙の哥の書様の事、上句二行に書て下句三行めより書候

事勿論候、又下句二行めへ書候事勿論候、又上句三」行めへ書候

事不可然、無口傳人の當時も書候、僻事候、又真名にて五文字に

ても四文字にても又六字七字にても書候不苦候、字多に三字に書

候へハ字の餘候事不及沙汰候、又真名三字なれとも字五六字に書

候事不可然由申人候、僻事候、又假名に三字に書候事勿論候

〔4〕

一 二首の懐紙の時、題を端作へ仕入候事さたまりたる御事候哉、又詠二

首とも仕候事定候はす候哉」

二首の時、懐紙の端作へ題を書候事勿論候、又詠二首とも書候事

勿論候、可被任意候、昔ハ一首の懐紙をも詠一首和歌と書了、近

来ハ如此不書、只題を端作に如斯間可被調候、又二首の懐紙の時、

端作へ題を書時、題の字多候へハ二行めへ一首の時のことくも書

候

〔5〕

一 三首の時、題をはし作へ仕入候事憚在事候哉、已達の御沙汰ある事候

哉、又若輩も不苦候哉

三首の懐紙の時、端作へ題書入候事可有^(三オ)斟酌候、當家一流の者計書候、當家之者も若時ハ斟酌する事候、當家の者の外、他家の人ハ不書事候、然を當時無案内の輩、任^{我歟}雅意^{我入}書人候、あさましく思候也

(6)

一春日同、此同とある心ハ如何候哉

同と云字之事、貴人と等く座敷につらなる心、又貴人とひとしく哥よむ心也、又貴人と等懐紙のかさなる心も同と書なり、季の字ハ四季ともに何の季にても其季に同くかくなり^(三ウ)

(7)

一同といふ字を略して仕候事不苦候哉、又貴所などにてハ憚ある事候哉同と云字略し候事ハ只不書同字、是一説なり、又それほとにもなき貴人懐紙候時略し候、又それほとにもなき貴所の會などにも略し候、又さしてもなき所の會に貴人の懐紙はかり出候にも同と云字略候、又貴所の會なれともそれほとにもなき内々の會などにも略し候、又當座などの時も略し候事候、本とは當座も懐紙にても^候短冊は^(四オ)略義にて候、惣別同といふ字略候事ハ略義にて候、又貴人同道候て他所の遊覧などにも略し候事候、又或説、貴人の懐紙あれとも同輩の亭の會なれハ季の字略するといへり、同字不及沙

汰、かやうに候義あれとも季の字書ハ難なし、又其亭へ貴人來臨あらハ季字不及沙汰書給へく候、又金吾の御懐紙など出候ハいかなる賤亭なりとも季の字同被書入候て可然候

(8)

一懐紙の仕やう、季の字と哥の頭とのあひたは^(四ウ)いかほとはかり置申候哉、同題と季の字とのあひた、哥のかしらとのあひたの事

季の字は哥より一字さけ候、又題の字をハ季の字より一字さけ候、かやうには申候へとも見合られ候て見よく候様に被調候て可然候、又貴字書候時にハ哥と同じ程に書候て可然候、季の字なく詠の字計の時ハ詠の字哥よりさけて書候て見よく候、何時にてもあれ題をハ端作の書はしめよりさけて書候て可然候、又哥のかみは見よ^(五オ)きは^(五ウ)とに見あはせて書れ候て可然候、さかりたるもわろく候、又あまりにあかりたるもあしく候、一寸はかり置候て書はしめられ候て可然候、其も見苦敷候ハ、六七八分はかりをかれ候て書はしめられ候て可然候

(9)

一懐紙万葉書と申候事

万葉書とて万葉に書候ことく真名に書候事にて候、よみくせなど候をも書候、只万葉に書ことくに一首の懐紙に書候事にて候、万葉かきハ神代より書候ぬる書様に候間^(五ウ)一首の懐紙ハ年始會^始初^始な

(10)

一佛神社へ奉納の五十首百首の認様の事

奉納の神くゝの寶前にとかくなり、

北野へハ、春ハ、

春日陪 北野社寶前同詠五十首和哥

官姓名

住吉へハ、

春日陪 住吉社寶前同詠百首和哥

官姓名

玉津嶋、〔書やう右同〕

春日陪 玉津嶋社寶前詠百首和歌

官姓名〔六ウ〕

諸社何も同、

とに書候間、祝言のこゝろにて書候、大海とも書、海若とも書て、
わたつみとよみ、若反ワカカヘルと書てハこまかへるとよみ、毎年と書て
ハとしのはとよみ、猶預と書てハいさよひとよみ、恠夜と書てハ
あたら夜とよみ、又新夜とも書也、何も万葉に書り、此類数をし
らす、かやうのよみくせをも書、又真名に只一字つゝも書也、
年野宇地仁春者来而花里日度兔勢遠トシノウチニハルハキニケリヒト、セヲ
古曾東也位羽武籠頓新燈屋伊半舞コソトヤイハムコトシトヤイハム〔六オ〕

此心にて候なり

(11)

一春夜花下にての會の時、懐紙の仕やう

春夜侍 花下同詠月前花和歌

官姓名〔七オ〕

如此も候哉、哥ハ三行三字たるへく候哉

かやうに本ミの時ハ書候、是も只如常か、れ候て可然候、一首の

時ハ何時も哥ハ三行三字にて候、又めつらしく書度時なんとハか

様にか、れ候ても不苦候、しかれともことく敷候

(12)

一山寺などにて會之時の仕やう

春日遊 妙法寺山寺同詠三首和哥

官姓名

いつれの所にても如此あるへく候哉

是も本ミの書様に候、いつれの山寺にても此分候、〔七ウ〕内ミの時ハ

常のことく是も被調候て可然候歟

⑬

一七夕などの懐紙仕やうの事、同七夕、庚申の夜など仕候はんするやう

七夕にハ、

七夕同詠七夕雲和歌

又ハ、

初秋同詠七夕雲和歌

又ハ、

秋日同詠七夕雲和歌〔八オ〕

此分候、但初秋などハ書候事ハまれの事候間、可有御斟酌候、

早秋とも書候、初秋ヒと同前に候、只七夕同とか、れ候て難なく候、

又庚申の夜とてハ無子細候、事により何とも書〔候〕へく候歟

⑭

一秋の夜などの御會之時ハ如此も仕候哉、但禁裏〔ナシ〕にての時の事候よ

し候へとも次に申上候

秋夜侍 宴同詠翫月和歌

官姓名

此書様ハ於禁裏〔ナシ〕中殿の御會の書様に候〔八ウ〕間、私々の書様にあらず

候

八月十五夜 同詠池上月久明和哥

官姓名

此分勿論候、但書様、

八月十五夜同詠

官姓名

⑯

一九月十三夜の御會之時ハ如此も候哉、是も禁裏〔ナシ〕の御會之時たるへ

く候歟

九月十三夜陪 宴同詠明月契久和哥〔九オ〕

官姓名

宴の字ハ於禁中中殿御會之時書候間、私々の會に努々力あるへからず

⑰

一宴と申事ハ常のところにてある間敷御事候哉、しからはそのときのつ

かまつりやう、

九月十三夜 同詠結ナキ歟月前初鴈和歌

官姓名

如此仕候哉

此分に候、

九月十三夜同詠

官姓名〔九ウ〕

⑱

一八月十五夜の會之時は

此分に候

(18)

一御點など申候五十首百首の時、季字仕候事ハ定候哉
季の字あるへからず候、〔不可有之〕同の字あるへからず候

(19)

一春日夏日とハ仕候はて初春初秋初冬など候て同とも仕候事も御座候哉
初春初秋初冬と書候て同と云字書候事不及沙汰候、此書様ハ稀
の事候間、可有御斟酌候

(20)

一詩哥の時、韻字を置申候て哥仕候時、懷紙の認やう〔一〇オ〕
無別儀候、只常の書様に候

(21)

一性姓の認やうハ當時藤原にて御座候ハ、惣而其姓を仕ましき事候哉、又
内にてハ不苦候哉、又貴人の御姓藤原にて御座候は、其御前計仕ま
しき事候哉、いつれの姓も同前候哉

貴人と同姓之人ハ可有斟酌候、但被官の人、家礼の人の事に候、〔ナシ〕
其外ハ貴人に候とも不苦候、金吾と御同姓候ハ可有斟酌候、金吾
の御懷紙不出所にてハ姓か、れ候て可然候、次郎殿御懷紙出候時

も以て同前に候、又金吾次郎殿〔二〇ウ〕御懷紙にあらず候とも貴人によ
り同姓御斟酌あるへき事あるへく候、時宜によるへく候

(22)

一句題などの時、はし作へ題を仕入候事、二三字を下へかきつめ申候て、
又一二字そはへ仕候事も不苦候哉、幾字はかりかきつめ申候て幾字そ
はに仕候哉、只一くたり仕て和歌はかりをそはに仕へく候や

幾字にても候へ題の字のきれぬをはきりて不書候、されたる字に
て候へハ幾字にても和哥の上に書候、二所に書候、一行にも書候、
心のまゝに候〔一一オ〕

夏日同詠螢火乱飛

秋已近和哥

官姓名

此和哥の哥の字の書はてを端作の字の中ほとに書はてさる事なり、端
作より一句書さくる歟、又ハ端作と同じ程に書はつるとてに書候、又
ハうへ、あけて端作の字と同ほとにてもかき候也

夏日詠連夜 夏日同詠連夜 夏日詠連夜

時鳥和歌 時鳥和歌 時鳥和歌〔二一ウ〕

此分可然候、字の中ほとに書はてさるとハ、

夏日同詠連夜 夏日同連夜

時鳥和哥 時鳥和哥 如此類也、

名をは哥より少書さけ候を恐候書様に候、同輩の懷紙の時ハ哥の

書はてと名と同程に書はて候、下としたる懐紙計候時にハ哥より名を上^(一)に書はて候、これも事によるへく候

(23)

一 假名題事、懐紙の哥にも出申候哉、その時ハ認やういか、候哉、又短冊につかまつり候事もいか、仕候哉

假名題、懐紙にも出候、真名題のことく懐紙に^(二)も書候也、短冊の時も真名題と無別儀候、又假名題ハ題により哥によみやうある事にて候、料紙に無餘分候条、奥に注進之、

夏日同詠二首和歌

名

哥
ほと、きす

五七

五七

七

かたおもひ^(三)

五七

五七

七

此分候、假名題をハ端作に書入さる計真名題にかわり候なり

(24)

一 女の懐紙の仕やう、はしつくりなど御座候哉、又名の仕やうの事

女房の懐紙ハ端作も名もなく候、哥はかり書候、ちらし書候、或ハ二行、或ハ二行七字に書候、一首の時、^(一)ほのく^(二)とあかしの

浦のあさきりに

嶋かくれゆく舟

をしそ

おもふ

(25)

一 児などのくはひしの仕やう、同名の事

児の懐紙ハいかなる賤ものにて候へ季字不書候、名ハ何丸と書候、其様 詠三首和哥

千松丸^(三)

此分に候、入道の懐紙も季ハ不書候、一首二首百首迄同前に候

(26)

一人の方より十首二十首、又ハ五十首百首などをくり候時、返哥仕候事、每首に人の哥のこ、ろ言葉をあへしらひ可申候哉、又いつれの哥にて^(一)も一首の風懐を仕候てことたり候哉、同端作の事

人の方より送候には每哥其心なく候はては如何候、但其中これハ^(二)と思候哥はかりその心得なし候事も候、さハ候へとも每哥意得なく候はては如何候、端作ハ有へからす候、事により序な

と歎(二四オ)
ハ」あるへく候、返く一向木と竹との様にハ如何候

(27)

一文臺の蒔繪の本末の事、蒔繪の本の方、神前へ向申候哉、同硯のふたのときも文臺に同前にて御座候哉

此分勿論候、硯筥蓋をき候時、あふむけて置候、其上に懐紙を進より置候、さて讀師進より懐紙をとりて硯蓋をうつふしに反てをき、懐紙をとりかさね候、當家説此分に候、二条家に硯のふたうつふしになさた、まへのま、あふ(二四ウ)むけてをき候

(28)

一文臺硯のふた候はぬ所にて哥講られ候時は花などの枝にも置申候哉、其時も木のもと神前へ向申候哉、草花などをも用申候哉、又花御座候はぬ木草にてもあれ用申候哉

一向略義に候、硯ふたなく候時は山中野外にてさやうに草木の枝をも用候、扇(子)など用候義は候、是も略義候、いつれもく本を神前、佛前へむけらるへく候

(29)

一懐紙文臺にをき申候事、御意先懐中にて罷出(一五オ)さまに、そと披見候て、さて哥の頭の方を左の手にて持、懐紙の下の方を右の手にて持、左の方をあけてもちて歩より、便宜の所より膝行膝布といひてひさまつき、

左のひさより三足よりて懐紙紙を取置、哥の頭を我方へなして置也、退出の時は右の膝より三足退て左へ立退候や歎なり

此分に候、懐紙持候とき下臈より次第におきて、其様、右手に本を取、左手聊上加にかて、うへを少し左方にすちかへて巻終を外にして乳の程に當て持之、然して文臺(二五ウ)のものと進寄て突左右膝、本の右の手を上の左手の所へ寄て、左諸手置之之向本於神置訖、不背座上可退、いかなる貴人ありとも自下臈進て膝行して置之、自余内儀毎事可有斟酌歎、此意得をもちてなにとなくことくしくなきやうに可被置云、後主人觸氣色出之讀師なり、又懐紙にひたりの手加て持時、一寸はかり上を残し下(ナシ)を持は、右手にて持所ハいかにも下をつめて持候也

(30)

一講師のよりやうの事、御意膝行膝布同前(二六オ)、「春日と句をきりて同とよむなり、懐紙よみはてて退やうにするを、讀師のことはを聞て當座をも講する也

此分候、讀師其意得なくハ其ま、定座可有候、又讀師ことはをいたし留る事ハあるましく候、氣色計ヒ歎に候

不切切切ヨメルハナイサシクカウハシト切イヘルコトヲ切又不切
春日同詠花久芳和哥

國ヲ云コトクニヨミ候、二条家ニハ瓜ヲ云コトクヨミ候
端作に題ある時此分讀候、自余同(二六ウ)、

春日同詠三首

如此よみ候

二首を五首を七首を百首を千首を迄も同前に候

(31)

一卷軸の哥よみあけて披講をまたて講師座を立て便宜の所に披講の間伺候仕候哉、又其任罷退候哉ま、歟(戻)

講の不待詠聲早速起座可退也

詠字をなかむといふ、又ゑいすと云、又よめる 當家説也

(32)

一講師の調子の事、大かたさたまり申候てハ(七オ)「つれ」の調子にて仕候哉時により所により人により候、本々ハ調子を發聲する人に尋、講師其調子に聲を出候、殿など廣く人数聲など有輩候時ハ少高聲に可然候、又小人数にて聲ある人など稀候は、高聲不可然候、又發聲する人高聲に出し度候とも、聲なき人候は、ひきかるへく候、講師の調子にて本々ハ發聲する人こそを出候条此分候、本々の發聲の調子、當家にハ壹越平調にて可然候、盤涉調にてても用候(二七ウ)、「講師も本々ハ此分に候へとも只發聲する人に問にをよはず、はた〜と聲をいたしよみあけらるへく候

(33)

一つけ物など御座候時、講師の調子の事、同哥講せられ候はぬさきにふ

き物をならし申候哉、講師哥よみあけ候はぬまへは一向ふきもの仕候事ハなく候哉

一つけ物の調子に聲をいたさるへく候、うたを講候前につけ物に候、先つけ物候てさて哥講し候可然候、哥講候うちにもつけもの(二八オ)

そ、「き可有候、本々ハ哥ハ哥、楽ハ楽、別に候、其時ハ楽ハ哥講候已後楽之事候

(34)

一懐紙のとちやうの事

懐紙の奥、短冊の四つ一つにたてさまに穴をあけ、又上下短冊のは、懐紙紙の中ほとに穴あけ候、また横に切目にあなあけ候事候、其ハ子細候、短尺のは、よりひろく穴あけ候事候、それも子細候、是ハ何も自然之事候、とち紙ハ短冊のは、にきり、四つおりにして紙二ツつきとち候、六ツおりにおる事も候(二八ウ)、「是も自然事候、子細候、唯前に申候も常の事にて候、又わなを上になし候てとちめのたけに切候、片わなにて候、懐紙の重事は上下長短ゆつろひあはせとち候、又上はかりそろへ候てもとち候、後に申候、自然のとちやうを子細もしらす常にとち候人候、不可然候



(トチメ是ヨリコ、マテ短尺ノハ、トチメ)

懐紙の奥紙の奥短尺の四ツ一なり

(二九オ)

(35)

一短冊く、り申候事

短冊とち候事ハ両の上の肩から寸をとり三方同しほどに穴をあけ
とち候、是ハ本^ミの事にて候、かくハ申候へとも、本^ミのこ
くとち候へハ題の中ほとなどにとちめ候て見にく、候条被見合、
可然様に穴をあけられとちらるへく候、又とち糸ハみつ引少つね
のよりふとく長く調候てとち候、そのとち様とちめより上のすみ
の肩二ツのたけをき候て結ひ候、又そのむすひ候比^{（九ウ）}より短冊横
一ツなからの長さをき候て切候



(36)

一けかけ候短尺の事、上下の寸法いかほどはかりにて御座候哉、又哥の
かきやう、けかけ候きはより仕候て下のけのきはまて仕候哉、又けよ
り下へも仕候哉、名乗ハ卦の下に必仕候哉

上のけハ哥かきはしめ候ために候、下のけハ名乗書はしめ候ため
に候、又哥書おさめ候ためにて候、是ハ口傳の事にて候ほとに古
人は^{（二〇オ）}「わさとむさく」と書候人多候、又無覚語にて書人も候

(37)

一當座の短尺くはり申候事、貴人達へハ御前へ持て参、其外へハ硯のふ
たを御座敷の中に置申候哉、又若輩へも持てくはり申候哉

當座の短尺、貴人達へは御前へ持てまいらせ候、末^ミの人ハ貴
人の座の末の近邊に硯の蓋持て若輩の人をはよひ出くはり候、末
^{（二〇ウ）}の人参候て給候、貴人候とも心安内^ミの時は座下までくはり
候ても不^{（二〇ウ）}」苦候、略義にて候

(38)

一文臺ハ上古より御座ある事候哉

文臺ハ上古も候、然とも硯蓋本^ミの事にて候間、上古も今も時の
御會には硯の蓋用候、又上古ハ文臺と申候も硯のふたにて候、常
の硯のふたよりも一はいはかり大候

(39)

一披講なき時讀上候事、^{御意}その時ハ心にまかせ何とも可然様によみ候也
此分に候、讀上候事ハ一向略義にて候間、此分に候、切聲によま
す、草子など讀候様^{（二一オ）}に「さらく」とよまれ候て可然候

(40)

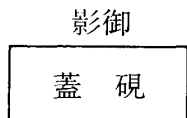
一披講なき時は、はし作ハつかまつり候はて題作者はかり仕候哉

勿論候

(41)

一座敷の上下の事、御影の左ハ上座、右ハをとり申候哉、其時ハ講師ハ左の座さたまり申候哉、又右にも御座候哉、發聲ハ右の座さたまり申候哉、それも時により左にももの候哉、しからハ左右の座はすゑまて上衆次第にて候哉、講師の後は下座候哉、今度御下向候て御會候つる、其(二二ウ)時、来迎院殿様御講師にて御影の右に御座候つる、しかれば講師の左の方にて御座候、殿様御發聲にて講師の右の方に御座候つる、いつくにて此分にて御座候哉

讀師の座、先座上にて候、御影の右の方にて候、又一向略に御影の左の方に講師座トク(讀)有事候、不可然候、發聲の座ハ不定候、講師の後は下座にて候、次第く講師の後のすゑ猶下座にて候、其座の次第の様大略此分候、講師の後次第に下藪(二三オ)の座に候



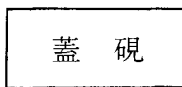
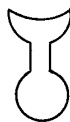
二座 四座 末々衆 末々衆
末ノ座 末々衆 末々衆
一座 三座 末々衆 末々衆
讀師 末々衆 末々衆

(42) 一二百首、一夜百首、一時百首などの端作の仕様

無別儀候、常のことし

(43)

一夜など會御座候とき燈臺をき可申方事會ハ夜儀本(二三ウ)に候、



此分に候、御影の左、讀師の右程也

(44)

一御會席へ参事、讀師發聲御寄候て講師より申候哉、若輩ハ講師の後遍より申候哉、又上衆より先御出候哉、若輩より講師の後へ寄申候哉先讀師、次講師進寄候、その、ちハ上衆(二三オ)次第に進寄候、進寄候儀に申分に候

(45)

一公武御會之時、御家之御衆ハ御官計仕候哉、又武家衆のハ名計候哉公家衆何も公宴御會官姓名書候、其外書様色々在之事候、又殿中にてハ官名計書候、家札の者ハ官姓名書候、御同姓のもの姓を斟酌候、又武家衆官姓名書候、

(46)

「二」(底本コノ条「二」字ヲ欠ク)

沓冠の哥の事、仕候やうはいか、候哉

沓冠とハ哥のはしめの五文字のかしらと哥のをわりとに其字を定て置也、又折句の沓(二三ウ)冠と云ハ句ことに上下に文字を定おくなり、又折句と云ハ句ことの上に一文字つ、をきたき字をおく也

(47)

一短冊を一續と申候事、短尺をつき申事候哉、又短尺数さたまり候を申候哉、しからはいか程を一續と申候哉

いかほとを一續とさためす候、十首にても二十首にても人くよりあひ哥をつらぬる心にて候也

(48)

一懐紙のかさねやう、若輩を裏へ、貴人を次第(二四オ)に外へかさね申候哉、

又懐紙をかさねて折候事、杉原などのやうに二に中を折申候哉、又檀紙などのやうに三に折申候哉、又懐紙を讀師一つ、いたされ候事ハ裏の若輩よりにて候哉、又懐紙讀師の前にをかれ候事、哥頭をささへなしてをかれ候哉、懐紙の折めの方ハ讀師の前へなり申候哉、又懐紙のはし讀師の前へなり候哉

懐紙重様、若輩を上にも重、貴人を下にかさぬるなり、是ハ和哥を

講時の義也、讀上候時ハ貴人を上にも如常次第に重候、又懐紙(二四ウ)を重折候事ハ杉原などのことく中より二つ折候なり、又懐紙を讀師文臺の上にひらき置候事ハ自下藹次第に置也、又懐紙讀師前に置候事、哥の上を御影のかたへなし候、懐紙の折めのかたを讀師の前へ成候なり

(49)

一披講なき時も懐紙のかさねやう不相替候哉、亦上衆を裏へかさね申候て上衆の哥より讀上申候哉、その時ハ手に懐紙をもちてよみ申候哉、また左のひさをたて、座し申候哉(二五オ)

披講なき時讀上候には如常懐紙上衆次第に重候、さて貴人より讀上候、手に懐紙を持って讀上候、よみ上候時は定座不可然候、ひさ(二五オ)ハいつ方にもたてられ候事心のまゝに候歟、但両膝おられ候てよまれ候て可然候哉

(50)

一短冊青雲紫の事、ある人の聞書に、御當家にハ青にても紫にても上下をさためられぬよし候、さやうに御座候哉

其分に候、他家には紫を上になし題を書候事
中陰の時書候とて不吉(かり)に候、當家にハ紫雲ハ祝言候、祝言の条々子細候、短尺に雲と云候事ハ紫の事にて候、上下青計の短尺ハ雲なしと申候、如此候へとも當家にも紫の方を上になし候事ハ若時

〔ほ〕
などハ斟酌し候也

(51)

一短冊草木の枝に結ひて人の方へ遣候事

貴人の方へ遣候にハ下に結候、同輩の方へ遣候にハ中ほとに付候、
下臈の方へ遣候にハ中ほとより上の枝に付候也、枝なき物にハ此
心得にてしんにつけ候也」
(二六オ)

(52)

一訪哥の事、短尺などをくり申候時仕やう候哉

無別義候、又只引合或ハ檀紙などにも書候、端作あるへからす候、
名乗計あるへく候か、自然序などは可有候

(53)

一訪哥、中陰に一續なども御座ある事候や、
〔或△〕ある人の申候ハ中陰の中に
續哥なきよし申候、さも御座候哉

不苦事候

(54)

一名号の哥仕候時仕やう、名号を題の所に一字つ、仕候や、又題の哥に
も名号を頭に置いて仕候事」
(二六ウ)

哥の頭に名号を一字つ、をきて讀候、題のあるにも哥の頭に一字

つ、置候也、經文ハ經文を題にして常の題のことくに讀候、冠の
哥の心にて候なり

(55)

一當座ハさたまりて御座候事候や、又懷紙計にて惣別御座候哉
本々の會にハ當座なく候、當座ハリやく儀にて候

(56)

一披講のふしはかせの事」
(二七オ)

乙

なにはつに○
切續さくやこのはな○

ふゆこもりのいははるへと
切續さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

さくやこのはな

〔以下、譜ノ部分
ノ影印ヲ添エル〕

〔二七ウ〕

是甲にて候

又乙の時、時々用此説候

きみか世八千よにや千世に

きこせはるよあをよ

大略此分候

(57)

一草子の認やう、集物語の事、集ハ紙のはしの方より仕候哉、又物語は
とちめのかたより仕候や、いつれの集も同前候哉、又集により
候て」(二八オ) 仕やう相替申候哉

此分候、但事によること候

(58)

一伊勢物語をハ古今などのやうに紙のはしより仕候事子細御座候哉

無別儀候

(59)

一抄と申ことハなにとしたる儀候哉

抄集只字のおもて分候、集は本々の義にて候、抄ハ物をとりあつ
め、集よりハつきなる心候歟

(60)

一哥合の仕やうの事」(二八ウ)

哥のよみ様候哉、書様候哉、講師の事候哉

哥合の講師ハ昔ハ右左有講師云々、

近代(藝)藝儀一卷に書、左右無講師、唯一人なり

讀様

一番イチひたりとよむ也、或説一番の左と、の文字を入れてよむといへ

り、不可然こと也

一番イチ

左ヒダリ

哥如常切字によむなり」(二九オ)

右ミダリ

哥

二番ニ

左

哥

右

哥

三番サン

左ヒダリ

哥」(二九ウ)

右ミダリ

哥

自余同

又哥のよみ様は等類、四病八病等をきらひ候、いかによき哥も負候、又不吉なる證哥、不吉成古事、名所なども不可然候、委八雲御抄一卷に見え候間、注申にをよはす候、又書様ハ一卷に書候、

(付記)

翻刻を許可された、財団法人水府明德会彰考館に対して深謝申し上げる。本稿は跡見学園特別研究助成費（平成三年度）による成果の一部である。

題

一番(三〇オ)

左

哥

右

哥

二番

左

哥

右

哥

自余同(三〇ウ)

乍斟酌御懇望之事情間注進候、猶以御不審儀候者重而可承候也

為和

井上小太郎殿

一書六十ヶ条(三二オ)